

令和6年度 長野市奨学生募集のご案内

経済的な理由で高校等での修学が困難な学生を支援するため、奨学資金の貸付を行っています。ご希望の方は、制度の趣旨・内容をご確認の上、お申し込みください。

1 出願資格（貸付対象者）（(1)～(5)をすべて満たす者）

- (1) 長野市民として引き続き1年以上市内に居住し、高等学校等（特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、高等専修学校を含む）に進学・在学する者
- (2) 修学の意欲を有すること
- (3) 経済的理由により修学困難と認められること
- (4) 出身中学校又は在学の高等学校等の校長が推薦した者
- (5) 長野県など他の団体から別に学資の貸与を受ける予定がない（※）
※貸与型の奨学金を受ける場合は対象となりませんが、『高校生等奨学給付金』や『高等学校等就学支援金』などの給付を受ける場合は対象となります。

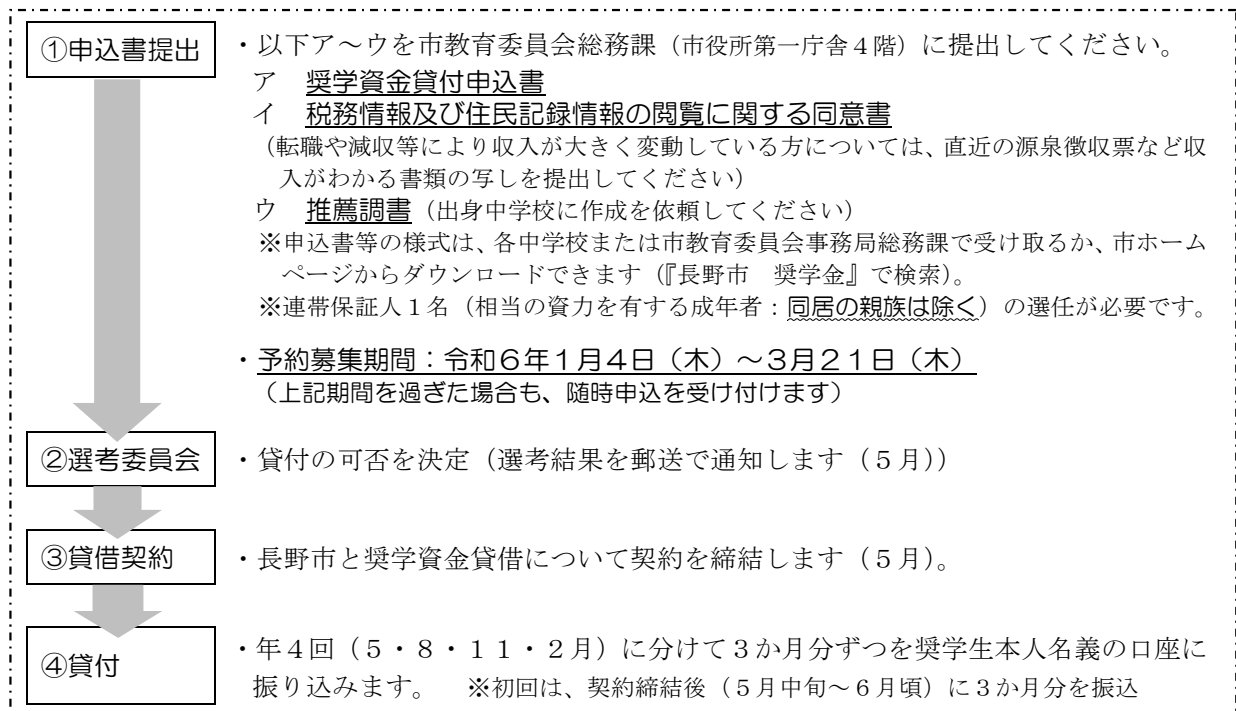
2 貸付金額（無利子）

高等学校等の区分	1の出願資格を満たす者	左のうち特に優秀と認められる者（※）
国・公立	月額18,000円以内	月額21,000円以内
私立	月額30,000円以内	月額40,000円以内
高等専門学校	月額21,000円以内	月額24,000円以内

※貸付期間は、その学校における所定の修業年限です。

※「特に優秀と認められる者」の基準は、中学3年時の評定平均値（5教科）が3.5以上の場合です。

3 貸付までの流れ（予約募集の場合）



4 奨学資金の返還

高等学校等を卒業したのち1年を経過した時から、貸付を受けた期間の3倍の期間以内に、**全額を返還**していただきます。

※卒業後に進学したとき又は疾病その他の事由により返還が困難な場合は、必要な手続きにより相当期間返還を猶予できます。

お問合せ先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 市役所第一庁舎4階
長野市教育委員会事務局総務課学務担当（TEL026-224-8597）